

調達要求番号：2SX41CE0005

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	NSN	仕様書番号	
PCR検査料		第 2 号	
		作成	令和4年2月14日
		変更	
		作成部隊等名	川内駐屯地業務隊衛生科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、川内駐屯地業務隊衛生科において実施するPCR検査（新型コロナウイルス）の部外委託検査について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 検査に関する要求

2.1 検査

検査は次による。

- 検査項目及び検査内容は、唾液によるPCR検査新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による。
- 検査対象項目及び検査内容については相互調整による。

2.2 検査要領

- 契約相手方は検体の受領、輸送を実施するものとする。
- 契約相手方は検体の破損等に十分留意し、細心の注意をもって丁寧に取り扱うものとする。
- 契約相手方は検体の受領後、速やかに検査を実施するものとする。
- 契約相手方は検体採取に用いる使い捨て容器及び運搬に必要な容器一式を準備し、官側の指定する手段（配送を基本とするも、細部は官側との調整による。）により輸送する。

2.3 検査結果

- 契約相手方は検査終了後、速やかに官側の示す者に対して検査結果の速報をファックスで提出するものとする（様式任意）。
- 検査結果の報告書は文書によるものとし、1部を官側の示す者に提出し確認を受けるものとする。
- 契約相手方が官側に対して報告するために要する経費は契約相手方の負担とする。

3 履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 品質保証

- a) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。
- b) 契約相手方は日本医師会などの外部精度管理を行っている事、また外部精度管理表を求められたときは速やかに提出すること。
- c) 本調達物品が「環境物品等の調達の推進に関する基本指針（令和2年2月7日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

5 出荷条件

- a) 出荷条件は、商慣習による。
- b) 結果報告は、検体提出日が午前中であれば翌日、午後であれば翌々日とし報告日が日曜、祝日であれば平日初日とする。

6 保 全

- a) 受託者は、「防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令」に示す個人情報などは、漏えい又は他に転用してはならない。
- b) 受託者及びその従事者は、防衛省・自衛隊の行動に関する情報について関係者以外へ流出しないようにしなければならない。
- c) 前各号は、契約の解除または契約期間終了後も同様とする。

7 その他の指示

8.1 仕様書に関する疑義

この仕様書及び調達品目表に疑義を生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。